

国立大学法人東京農工大学副学長に関する規程の一部を改正する規程の施行に伴う関係規則等の整理に関する規程を次のとおり制定する。

国立大学法人東京農工大学副学長に関する規程の一部を改正する規程の施行に伴う関係規則等の整理に関する規程

平成23年4月 日
23規程第30号

国立大学法人東京農工大学副学長に関する規程の一部を改正する規程（23教規程第16号）の施行に伴い、関係規則等の整理に関する規程を次のとおり定める。

第1条 次の各号に掲げる規程、細則及び要項の条、項、号、別表及び別表注記中の「総務担当」の字句を、「総務・財務担当」にそれぞれ改める。

- 一 国立大学法人東京農工大学印章規程別表第2
- 二 国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報委員会細則第3条第1項第4号
- 三 国立大学法人東京農工大学公益通報者の保護等に関する規程第3条
- 四 国立大学法人東京農工大学組織等の英語表記に関する規程別表1
- 五 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程別表1
- 六 国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則第3条第1項第1号及び第4条第1項
- 七 国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程第7条第1項第2号
- 八 国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程別表注記
- 九 国立大学法人東京農工大学旅行命令権の委任に関する細則第2条
- 十 国立大学法人東京農工大学招へい規程第9条
- 十一 国立大学法人東京農工大学寄附により取得する株式等取扱規程第16条
- 十二 国立大学法人東京農工大学知的財産の売払い又は貸渡しの対価として取得する株式等取扱規程第14条
- 十三 国立大学法人東京農工大学利益相反規程第3条第2項、第7条第2項第1号及び第3項
- 十四 国立大学法人東京農工大学文書決裁要項別表2
- 十五 国立大学法人東京農工大学創基140周年・同窓会創立50周年合同記念事業実行委員会要項第3条第2項第2号、第7条第1項第1号及び第8条第1項
- 十六 国立大学法人東京農工大学競争的資金等の取扱に関する要項第3条第2項

第2条 国立大学法人東京農工大学組織等の英語表記に関する規程別表1中「Vice-President for General Affairs」を「Vice-President for General Affairs and Financial Affairs」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。